

令和4年度南区寄り添い型学習支援事業業務委託（その2）
受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、南区入札参加資格審査・指名業者選定委員会実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条の規定に基づき、「令和4年度南区寄り添い型学習支援事業業務委託（その2）」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続きについて定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、当該実施要領、令和4年度南区寄り添い型学習支援事業業務委託（その2）提案書作成要領、令和4年度南区寄り添い型学習支援事業業務委託（その2）評価基準、令和4年度南区寄り添い型学習支援事業業務委託（その2）評価委員会評価表、令和4年度南区寄り添い型学習支援事業業務委託（その2）仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書の書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（参加資格）

第3条 令和3、4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目「その他の委託等」について登載された法人であるか、又は、入札参加資格審査申請の随時申請を行う法人であることを必要条件とする。

また、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日まで、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規程により指名停止を受けていない者でなければならない。

（参加表明手続）

第4条 参加を申請する者は、参加意向申出書（様式1）及び欠格事項に該当しないことの宣誓書（様式2）を区長に提出しなければならない。

（参加資格の確認と提出要請書の送付）

第5条 前条の参加意向申出書を提出した者に、参加資格確認結果を通知する。参加資格

を確認した者には、提出要請書を送付し、「提案書」の提出を要請する。

- 2 資格を有することを認められない旨の通知を受けた法人は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書の提出先まで提出しなければならない。
- 3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた法人に対し、書面により回答する。

(提案書の提出)

第6条 提案書の提出を要請された法人は、区長に提案書を提出することができる。なお、提案書の作成にあたり疑義のある場合は、質問書(様式3)を提出することができる。

- 2 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別表1に定める。
 - (1) 提案書
 - (2) 法人の概要・事業実績
 - (3) 当該業務の業務実施方針
 - (4) 当該業務の業務実施内容と実施手法
 - (5) 当該業務の業務実施体制
 - (6) 当該業務の業務管理運営体制
 - (7) 当該業務の収支予算書
 - (8) その他業務目的の達成に有効な追加提案
 - (9) ワーク・ライフ・バランス、障がい者雇用及び健康経営に関する取り組み

(評価)

第7条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学習支援事業に対する理念及び業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (2) 業務実施内容と実施手法の妥当性・実現性等
 - (3) 業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (4) 業務管理運営体制の妥当性・実現性等
 - (5) 追加提案の妥当性・実現性等
 - (6) 企業としてのワーク・ライフ・バランス等に関する取り組み等
- 2 評価にあたっては、提案書を提出した法人(以下、「提案者」という。)にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
 - 4 出席委員の評価点数の合計が配点の合計の60%に満たない場合は提案者を失格とす

る。

- 5 出席委員の評価点数の合計が配点の合計の60%を満たしており、かつ評価点の最も高い者が2以上あるときは、評価表「2業務実施内容と実施手法」の合計点で順位を決定する。それでもなお決しない場合は出席委員の多数決により第一順位を決定する。
- 6 提案者が1者の場合にも評価を実施する。
- 7 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(令和4年度南区寄り添い型学習支援事業業務委託(その2)評価委員会)

第8条 令和4年度南区寄り添い型学習支援事業業務委託(その2)評価委員会(以下「評価委員会」とする。)は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
- (1) 南区副区長(委員長)
 - (2) 南区福祉保健センター担当部長(副委員長)
 - (3) 南区総務課長
 - (4) 南区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長
 - (5) 南区生活支援課長
 - (6) 南区生活支援課担当課長
 - (7) 南区中学校長会から推薦された校長
- 3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 欠席した評価委員は、採点ができないものとする。
- 6 委員長は、評価結果を南区第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という)に報告するものとする。
- 7 委員会の総務は、南区生活支援課が行う。

(評価結果の審査)

第9条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

(特定結果の通知)

第10条 区長は、受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書により通知するものとする。

2 非特定者は、区長に対して書面によりその理由について説明を求めることができるものとする。

なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書の提出先まで提出しなければならない。

3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(特定の効力)

第11条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により特定者の特定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、選定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。

(1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき。

(2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき。

(3) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき。

(その他)

第12条 この要領の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年3月10日から施行する。

別表 1

様式名	書類名
様式 4	提案書
様式 5	法人の概要・事業実績について
様式 6	業務実施方針について
様式 7	業務実施内容と実施手法について
様式 8	業務実施体制について
様式 9	業務実施上の管理運営体制について
様式 10	収支予算書
様式 11	追加提案書
様式 12	ワーク・ライフ・バランス、障がい者雇用及び健康経営に関する取り組み